



2026年5月13日

各 位

会 社 名 三井金属株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 池信 省爾  
(コード番号：5706 東証プライム)  
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部  
TEL03-5437-8028

株主提案に関する書面受領および  
当該株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主から2026年6月26日開催予定の当社第101期定時株主総会（以下、本総会）において株主提案を行う旨の書面を2026年4月24日に受領いたしました。本件株主提案につきましては、5月13日開催の取締役会において、会社法等の規定に照らし合わせて検討した結果、3議案を本総会の議案とすることおよび取締役会は当該株主提案に反対する旨の決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名：株式会社ヒデショウ（福岡県北九州市小倉北区西港町72番20号）  
保有する議決権個数：301個

2. 株主提案の内容および当社取締役会の意見（株主提案の内容は原文をそのまま引用）

(1) 議案 株式の配当の件

【議案内容】

年間の配当金額を1株当たり500円にする。

【提案する理由】

現在、当社の配当は240円であるが、配当性向が15.9%しかなく、あまりにも低い。通常は40～50%である。株主をバカにしているとしか考えられない。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適切な利益配分を行うことを基本方針としております。具体的には、継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE（連結株主資本配当率）3.5%を目途に配当を行うことを目標としております。

この方針の下、当社といたしましては、企業経営を取り巻く環境が多様化、複雑化している中、2025年度を初年度とする中期経営計画である「25中計」の達成お

よび 2030 年のありたい姿に向けて「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」を両立するためには、新たな事業の創造やバイサイド M&A をはじめとしたさらなる成長投資と経営基盤の強化が必要であると考えております。

従いまして、取締役会としては、年間の配当金額を 1 株当たり 500 円とするのご提案に反対いたします。

## (2) 議案 定款の一部変更の件（役員報酬の個別開示）

### 【議案内容】

毎年、事業報告及び有価証券報告書において、取締役の報酬について、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける旨、定款に定めるものとする。

### 【提案する理由】

個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から妥当な報酬が支払われたかどうかを株主がチェックするために極めて重要である。日本以外の先進国の資本市場では、報酬の個別開示は当然のことで、それにより何か投資家に特に不都合が生じたことはない。日本では、一般に役員報酬が高額なことではなく、中長期的な株主価値と無関係な報酬体系が真の問題であり、報酬が個別開示されれば、費用効果の測定をより行いやすくなる。

### 【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

#### <反対理由>

当社の取締役の報酬等は、基礎報酬、業績報酬、株式報酬から構成されております。基礎報酬は会社業績、企業価値等を総合的に勘案したうえで決定しており、業績報酬は、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に連結経常利益および ROIC を指標として算出しております。また、株式報酬は勤務継続要件型および ESG 指標の達成を要件とする ESG 指標要件型の譲渡制限付株式報酬としております。

これらの決定については、社外取締役、社長、人事部担当取締役（または人事部担当執行役員）からなる任意の報酬委員会において、株主総会で決議された報酬額の範囲内で公正かつ透明性をもって行っております。また、開示につきましては事業報告において法令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、これらのうちの社外取締役それぞれの区分毎の総額および員数について適正に開示しており、経営が適切に行われていたかを監督する株主の要請に十分応えていると認識しております。

従いまして、取締役会としては、本議案のように取締役の報酬を個別開示する旨の規定を定款に設けることは不要であると判断し、ご提案に反対いたします。

なお、第 100 期定時株主総会にかかる事業報告からは、代表取締役社長および報酬等の総額が 1 億円以上の取締役について、個別開示を行うこととしております。

(3) 議案 定款の一部変更の件（社名変更）

【議案内容】

会社名を三井金属鉱業株式会社から「環境ファースト株式会社」へ変更する。

【提案する理由】

現小池都知事が掲げたスローガンでもある「都民ファースト」は、「都民のために都政を動かす」という理念に基づき、東京を経済・福祉・環境などあらゆる分野で持続可能な社会へと再構築するという意味だそうだ。当社もイタイタイ病の発生させた過去を反省し、「環境ファースト」という社名にして、経済・福祉・環境などあらゆる分野で再構築し、「過去の犯した罪カドミウムという猛毒を二度と流出させない」と、心に刻むべきである。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

当社は、1874年の創業以来、取り巻く事業環境が様々に変化中、揺るがない価値観を示す経営理念の下で、その時々々の経営判断により企業価値の向上に最適と考えられる事業展開を進めてまいりました。商号に使用しております「三井金属」は、その過程で培ってきた社会からの信頼や三井グループであることも含めた会社のブランド等、代えることのできない無形資産としての価値を有するものであると考えております。なお、2025年開催の第100期定時株主総会において、現在の業容をより明確に反映するとともに、当社グループがこれまで以上に一体となって統合思考経営を実践し、持続的な企業価値向上の仕組みを構築することを目的に、「三井金属鉱業株式会社」から「三井金属株式会社」への商号変更を株主の皆様にご承認いただきました。これを受け、2025年10月1日をもって商号を変更しております。

一方で、商号を「環境ファースト株式会社」に変更することは、商号から業容を推測することができず、上記の価値の総体や理念を棄損するものであることから、不相当と判断いたします。

従いまして、取締役会としては、会社名を「環境ファースト株式会社」に変更するとのご提案に反対いたします。

なお、神通川流域におけるカドミウム問題につきましては、イタイタイ病裁判の終結から50年以上が経過しておりますが、年月が経っても、鉱害防止のための発生源対策に終わりはないと考えております。当社が当地で永続的に事業を行うために、今後も真摯に環境改善に取り組みます。

以上